

JCHO 埼玉メディカルセンター臨床研修規程

第1章 総則

第1条 目的

この規程は基幹型臨床研修病院である JCHO 埼玉メディカルセンター（以下「当院」という。）における初期臨床研修を実施するにあたり、当院の理念・基本方針をもとに、下記に示した臨床研修理念・基本方針を実践するために必要な事項を定めたものである。

第2条 臨床研修の理念・臨床研修基本方針

2. 1 臨床研修の理念

当院での臨床研修を経て、医師としての人格を涵養し、将来進む専門の分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁にかかる負傷、または疾病に適切に対応できるように、基本的な診療能力を身に着けることを目的とし研修を行う。

2. 2 臨床研修基本方針

上記の理念に従い、研修を実施するにあたり以下の基本方針を上げる。

- (1) 医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)、すなわち社会的使命を自覚し、人間性の尊重と自らを高める姿勢を涵養する。
- (2) 地域医療のニーズを理解し、プライマリ・ケア及び救急診療、頻繁に遭遇する症候の入院症例など、幅広い基本的臨床能力を学ぶ。
- (3) 患者の権利・意思、社会的背景等を尊重し、個々の患者にとって最適な医療を把握・実践できるようになる。
- (4) 感染対策、医療事故の防止など、医療従事者の安全性にも配慮する能力を身につける。
- (5) 患者及びその家族、院内外の医師やメディカルスタッフと良好な人間関係を構築でき、チーム医療の中心的役割を担う医師として尊敬・信頼されるに値する人格・礼儀・態度を学ぶ。
- (6) 医学と医療におけるエビデンスやコンセンサスを理解し、遭遇する診療上の問題に対して、科学的根拠に経験を加味して解決を図れるようになる。
- (7) 学会発表などの学術活動を通して医学医療の発展に寄与する姿勢を学ぶ。

第3条 基本方針の適用期間と範囲

上記基本方針は、当院の全部門及び協力型臨床研修病院・施設に対して適用する。

第4条 研修の種別・期間

- (1) 当院における研修は、医師法第16条の2および医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に準拠し、研修を受ける者は医師国家試験に合格し、医師免許証を有する者でなければならない。
- (2) 研修期間は原則として2年間とする。

第5条 研修管理委員会

- (1) 研修医の研修を円滑に行うため、研修管理委員会を設置し、研修管理委員長を置く。
- (2) 委員会の組織及び業務は、「研修管理委員会規程」の定めるところによる。
- (3) 委員会は、年1回以上不定期で開催する。

第2章 募集・採用

第6条 研修医の募集人数

募集人数は1学年8名とする。研修医募集人数に関しては、研修管理委員会で適宜見直しを図る。その上で募集要項、研修プログラムを公開し、全国から研修医を募集する。

第7条 研修医の選考及びマッチング

- (1) 研修医の採用は、医師臨床研修マッチング協議会の行う研修医マッチングシステムに参加し、当院の研修プログラムに応募した研修希望者に対して、当院が指定する日程で出願申し込みおよび採用選考等を実施する。
- (2) 出願時に提出を求める書類については研修管理委員会にて定めたうえ、募集要項に記載する。
- (3) 臨床研修委員会で承認を経た選考結果に基づき、マッチング順位をマッチング協議会に登録し、マッチング及びその結果を以て採用者を決定する。

第8条 採用手続

- (1) 研修医として内定された者は、「臨床研修に関する誓約書」を所定の期日までに提出すること。
- (2) 採用内定後、医師国家試験が不合格となった場合は内定を取り消す。

- (3) 研修医は、採用に際して医師免許証の写し、健康診断書、卒業証明書等必要書類を提出すること。

第3章 研修体制

第9条 研修施設

研修医は、当院及び協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設において研修を行う。

第10条 研修医の所属

研修医は、特定の診療科・部門に属さず、病院長直属の位置に置かれ、研修責任者並びにプログラム責任者の管理のもと、研修プログラムに則り研修する。

第11条 研修医が行える医療行為・責任・守秘義務

- (1) 研修医は、指導医の指示監督の下、医療安全マニュアル「研修医が単独で行ってよい処置・処方の基準」に基づき診療を行う。
- (2) 前項に基づいて実施した研修医の医療行為に伴い生じた事故等の責任は、総て当院が負う。
- (3) 研修医は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様である。

第12条 研修医の業務

- (1) 研修医は、指導医の下に、担当医として主治医の指示する診療を行う。また、診療科以外の部門では、研修実施責任者の下で研修する。
- (2) 研修医は、主治医が決定した診療計画に基づき診療を行う。
- (3) 病棟、救急室、当直、手術室等における研修医の実務に関しては、当院の「初期臨床研修医 実務規程」を遵守し、これを行う。
- (4) 研修医は、研修医講義、症例検討会（CPC）等、研修実施責任者の指示した会議等に出席しなければならない。
- (5) 研修医は、各研修施設の医療安全管理体制に従い、患者に対しては責任を持って事故の発生を未然に防ぐとともに、事故発生時には研修実施責任者の指示のもと速やかに所定の手続きをとらなければならない。

第13条 オリエンテーション・講義への参加

- (1) 研修開始にあたっては必要なオリエンテーションを実施し、研修医として最低限必要な知識の習得を図る。
- (2) 年間を通じて開催される指導医による研修医講義には、研修医は原則、出席する。

(3) 院内で行われる、緩和ケア、アドバンスト・ケアプランニング（ACP）、医療安全などの講習会には原則、出席する。

第14条 研修方法

- (1) 研修科目、各診療科の研修期間は、研修プログラムに定める。
- (2) 各研修医のローテーション計画の作成及び調整は、各分野の指導医、プログラム責任者と相談して行う。

第15条 研修プログラム

- (1) 研修プログラムには、研修医が研修修了までに到達すべき研修目標を掲げる。
- (2) 研修プログラムの作成・改善及び全体的な管理は、臨床研修委員会において統括する。
- (3) 研修プログラムにプログラム責任者を置く。また、必要により副プログラム責任者を置くこともできる。
- (4) 研修プログラムは、医学の進歩や社会的状況により、研修の質の向上を図るために恒常に評価を行い、臨床研修委員会で中長期的な計画を立てる。
- (5) 第三者による評価を受け、検証を行うことにより、臨床研修病院としての更なる質の向上に努める。

第4章 指導・管理体制

第16条 管理者

院長、副院長、事務部長、看護部長は、管理者として医療法、臨床研修に関する厚生労働省令その他の法律に則り、研修医の研修及び監督にあたる。

第17条 研修実施責任者

- (1) 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修を管理する者として研修実施責任者を置く。
- (2) 研修実施責任者は研修管理委員会の構成員となる。

第18条 プログラム責任者

この規程の第15条第3項に定めるプログラム責任者及び副プログラム責任者（以下「プログラム責任者」という。）は研修プログラムの企画立案及び実施の管理を行うとともに、研修医に対する助言、指導その他援助が円滑に行われるよう研修指導体制の充実を図る。

第19条 プログラム責任者等の要件

プログラム責任者等は、プログラム責任者養成講習会を受講した者とする。

第20条 指導医

- (1) 指導医は、7年以上の臨床経験のある医師で、原則として厚生労働省認定の臨床研修指導医講習会を受講している者とする。
- (2) 指導医は、研修医を指導監督し、研修医による診断・治療行為とその結果について直接の責任を負う。また指導内容を診療記録に記載し、研修医の記載内容を確認し署名しなければならない。
- (3) 指導医は、研修医の医療的、身体的、精神的变化をよく観察し問題の早期発見に努め、必要な対策を講じる。
- (4) 指導医が不在になる場合には、指導医の臨床経験に相当する医師を代理として指名する。

第21条 上級医

- (1) 上級医は、研修医を指導する指導医を補佐する。
- (2) 上級医は、2年以上の臨床経験を有する医師で、指導医の管理の下、臨床の現場で研修医の指導にあたる。
- (3) 上級医は、指導内容を診療記録に記載し、研修医の診断・治療・記録など全般を監査する。

第22条 指導者

- (1) 指導者は、医師以外の職種すなわち看護部、薬剤部、放射線部、検査部等の指導責任者から選任する。
- (2) 指導者は、オンライン卒後臨床研修評価システム（EPOC2）を用いて研修医の評価を行う。
- (3) 研修に問題が生じた場合は速やかに指導医に報告する。

第23条 指導体制

- (1) 研修医は、単独で患者を受け持つことはできない。上級医・指導医監督のもとで診療する。
- (2) 指導は、「初期臨床研修医 実務規程」に基づき行う。
- (3) 精神的支援を含めた相談体制に関しては、上級医、指導医、(精神科)主治医、プログラム責任者が必要に応じてサポートを行う。研修継続が中断された場合はプログラム責任者が、休職、復職、プログラム変更などの調整を行なう。

第5章 研修評価

第24条 研修医の評価

- (1) 研修医の知識・技能・態度の研修目標に対する達成度を測定するため、臨床研修医に対する評価を行う。評価者には指導医の他、指導者が含まれる。
- (2) 評価は、診療技術面のみならず、チーム医療や患者とのコミュニケーション面も含め、多面的に行う。
- (3) 評価は、評価者による日常的な観察を通じての評価及び研修医の自己評価並びに症例レポート等の評価、その他の評価による。

第25条 評価方法

- (1) 研修評価はインターネット等を用いた評価システム（EPOC2）を用いて行う。研修医は各科ローテーション終了時に、行動目標・経験目標についての自己評価を行い、指導医・指導者に評価を依頼する。研修医は各科ロートの中、少なくとも年2回は形成的評価（フィードバック）を指導医より受ける。
- (2) 経験すべき症候（29症例）、経験すべき疾病・病態（26症例）は原則受け持った入院患者から登録し、指導者からコメントをもらう。
- (3) 研修医は退院サマリー、CPCレポートなど必要なレポートを提出し指導医の評価をもらう。

第26条 指導医・カリキュラム評価

- (1) 指導医の指導力向上及び研修科の指導体制向上を目的として、研修医による指導医・カリキュラム評価を行う。
- (2) 臨床研修医は、研修期間を終えた後にEPOCに指導医の評価を入力する。臨床研修医が行った指導医評価により、当該臨床研修医が不当な扱いを受けないよう配慮する。

第6章 臨床研修の中断及び再開

第27条 臨床研修の中断及び再開

- (1) 臨床研修委員会は、医師としての適性を欠く場合、病気、出産など療養で研修医として研修継続が困難と認めた場合、その時点での当該研修医の研修評価を行い、院長に報告する。

- (2) 院長は前項の評価あるいは研修医自らの中止申し出を受け、臨床研修を中止することができる。
- (3) 研修医の臨床研修を中止した場合、院長は速やかに当該研修医に対し法令に基づき「臨床研修中止証」(医師法・歯科医師法第16条の2第一項)を交付する。
- (4) 臨床研修を中止した研修医は、希望する研修病院に臨床研修中止証を添えて、研修の再開を申し込むことができる。
- (5) 中止した研修医の臨床研修を当院で再開することを希望する時は、中止内容を考慮し可否を決定する。また、再開の場合はその内容を考慮した研修を行う。

第7章 臨床研修の修了・未修了・進路

第28条 修了認定

- (1) 研修管理委員会は、研修医の研修期間の修了に際し、評価表及び研修医の自己評価表、EPOC 及び症例レポート等の提出に基づき、研修到達目標の達成度を総合的に評価する。
- (2) 病院管理者は、前条の総合評価に基づき、研修医が研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して臨床研修修了証を交付する。

第29条 未修了

- (1) 研修管理委員会で修了基準を満たしていないと判定された場合は院長に報告し、未修了と判定した研修医に対してその理由を説明し、臨床研修未修了証を交付しなければならない。
- (2) 未修了とした研修医は、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとし、委員会は修了基準を満たすための履修計画書を厚生労働省に送付しなければならない。

第30条 進路

研修医は、研修修了後の後期臨床研修先を自由に選択する権利がある。当院で引き続き研修を希望する場合は、後期臨床研修プログラムに則り採用する。

第8章 記録の保管

第31条 研修記録の保管

- (1) 研修記録（個人情報、各種レポート等）は、当該研修医が研修を修了し、又は中断した日から5年間保存する。電子カルテ内の記載に関しては当院のカルテ保存規定に従う。
- (2) EPOCによる評価記録はEPOCのサーバーに保管される。

第9章 研修医の身分・待遇

第32条 研修医の身分

- (1) 研修医の身分は任期付職員とし、1年毎の契約とする。（研修期間は2年間。）
- (2) 研修期間中は当院に関する就業規則に準ずるものとし、また協力型病院・協力施設での研修においても当院の就業規則が適用される。

第33条 研修医の待遇

- (1) 給与については、「埼玉メディカルセンター任期付職員給与規定」に準ずる。その他、研修医の待遇については、当院任期付職員に係る各種規程に準ずる。
- (2) 勤務時間は8時30分～17時15分
- (3) 年次休暇は1月1日から12月31までの期間に20日（採用日から年末までの月数に応じた日数）夏季休暇、忌引き休暇等の特別休暇あり。
- (4) 当院各診療科ローテーション中は各診療科所属長の、協力型臨床研修及び地域医療研修中はその研修実施責任者の承認に基づいて、研修管理委員会委員長が休暇を許諾し時間外勤務及び出張命令をする。
- (5) 社会保険については、独立行政法人地域医療機能推進機構健康保険組合健康保険及び厚生年金保険に加入する。
- (6) 労働保険については、労働者災害補償保険法が適用される。
- (7) 健康管理について、院長は労働安全衛生法に定められている定期健康診断を実施し、研修医は健康診断を受けなければならない。
- (8) 研修医は当院が必要と認める検査、予防接種等を実施する。
- (9) 医師賠償責任保険については、各自で加入すること。
- (10) 学会・研修会等への参加は可とする。その際、出張として認める場合がある。
- (11) 研修期間中のアルバイトは総て禁止する。

附則

令和8年2月1日改訂